



《会計・税務の知識》 経営革新制度について喚起

はじめに

現在、中小企業新事業活動促進法に基づき、様々な経営革新支援制度が存在します。

中小企業者が新事業への取組について経営革新計画を各都道府県に申請し、計画について承認を受けると、低利融資や公的支援等が受けやすくなる恩恵が得られます。

今回は、本制度の概要について調べてみましたので、ご紹介いたします。

1. 制度概要

この制度は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）に基づく制度です。地域における事業環境の整備と新たな事業活動の促進を図る事などを目的としています。

2. 対象者

新たな取組にチャレンジしようとする中小企業の全業種を支援しています。なお、国内に限定せず、国外へ進出や事業展開する場合でも支援の対象としています。

また、中小企業の範囲は業種ごとに資本金や従業員数を基に定められています。例えば、小売業であれば資本金5,000万円以下または従業員50人以下となっています。

さらに、革新計画は、経常利益額や付加価値額等の目標伸び率を満たす事が条件となっています。
*詳細は、各都道府県の募集要項をご覧ください。

3. 各都道府県への申請書類

法人の場合と個人事業の場合とで、提出書類が違います。今回は法人の場合を参考にしました。

- ・申請書
- ・直近2期分の確定申告書類一式
- ・商業登記簿謄本（写）
- ・定款（写）

*詳細は、各都道府県の募集要項をご覧ください。

申請書には、形式的な情報、取組内容、経営目標、思い、将来像、などを記載します。作成には時間も労力もかかります。もちろん適当な内容では承認されませんし、意味がありません。

机に向かって根を詰めて考え、思いを表現する事になります。そうする事で、経営に対する情熱も強くなり、強い説得力が生まれます。

また、実際に新事業を行うに際しても継続する力になります。

4. 承認された場合の支援策

例) 東京都の場合

政府系金融機関の低利融資
中小企業信用保険法の特例
中小企業投資育成(株)法の特例
起業支援ファンドからの投資
特許関係料金減免制度
海外展開事業者への支援制度
制度融資等、都の関連制度
市場開拓助成制度

都道府県ごとに若干支援策が異なるようなので、各都道府県の募集要項をご覧ください。また、内容は随時変更されるので、支援策を利用する場合には、その都度確認する必要があります。

なお、制度を利用する場合は、支援を申し込む各関係機関の審査や承認が別途必要になりますのでご注意ください。

5. 検索方法

インターネットで、『経営革新制度』とお住まいの都道府県で検索すると、直ぐにヒットします。各地域によって、所轄の機関が異なりますのでご注意ください。東京都であれば、東京都産業労働局、千葉県であれば、千葉県商工労働部経営支援課になります。

6. 終わりに

今回は、文字数の関係で詳細の説明は割愛しました。実際に申請しようとする際には、その時の募集要項を再度ご確認ください。

(出典：東京都産業労働局 経営革新計画)

(担当：池田)